○国土交通省告示第七百七十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十四年七月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

(一) 登録番号　1
(二) 変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本電設工業協会
(三) 変更年月日　平成二十三年四月一日

(一) 登録番号　1
(二) 変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本電設工業協会
(三) 変更後の代表者の氏名　山口　学
(四) 変更年月日　平成二十四年五月十六日

(一) 登録番号　11
(二) 変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
プレストレスト・コンクリート工事業協会
(三) 変更後の代表者の氏名　小瀬谷末義
(四) 変更年月日　平成二十四年六月五日

(一) 登録番号　19
(二) 変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会
一般社団法人日本サッシ協会
(三) 変更後の代表者の氏名
藤木　正和
藤木　正和
(四) 変更年月日　平成二十四年五月二十四日

○環境省告示第百十二号

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年七月六日

環境大臣　細野　豪志

表メチル＝N－（メトキシアセチル）－N－（2，6－キシリル）－DL－アラニナート（別名メタラキシル）及びメチル＝N－（メトキシアセチル）－N－（2，6－キシリル）－D－アラニナート（別名メタラキシルM）の項の次メトキシアセチルに次のように加える。

（RS）－O－エチル＝S－プロピル＝（E）－［2－（ジアノイミノ）－3－エチルイミダゾリジン－1－イル］ホスホノチオアート（別名イミシアホス）	0.001mg／1
（RS）－5－クロロ－N－｛1－［4－（ジフルオロメトキシ）フェニル］プロピル｝－6－メチルピリミジン－4－イルアミン（別名ジフルメトリム）	0.0037mg／1
（E，Z）－4－［3－（4－クロロフェニル）－3－（3，4－ジメトキシフェニル）アクリロイル］モルホリン（別名ジメトモルフ）	0.29mg／1
S－4－クロロベンジル＝ジエチル（チオカルバマート）（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	0.02mg／1
5－ジプロピルアミノ－α，α，α－トリフルオロ－4，6－ジニトロ－o－トルイジン（別名プロジアミン）	0.17mg／1
プロピル＝3－（ジメチルアミノ）プロピルカルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	0.77mg／1
メチル＝α－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イルカルバモイルスルファモイル）－o－トルアート（別名ベンスルフロンメチル）	0.50mg／1
90－100％の（E）－2'－［2－（4－シアノフェニル）－1－（α，α，α－トリフルオロ－m－トリル）エチリデン］－4－（トリフルオロメトキシ）カルバニロヒドラジド及び0－10％の（Z）－2'－［2－（4－シアノフェニル）－1－（α，α，α－トリフルオロ－m－トリル）エチリデン］－4－（トリフルオロメトキシ）カルバニロヒドラジドの混合物（別名メタフルミゾン）	0.31mg／1
3'－イソプロポキシ－o－トルアニリド（別名メプロニル）	0.1mg／1
（10E，14E，16E）－（1R，4S，5'S，6R，6'R，8R，12R，13S，20R，21R，24S）－21，24－ジヒドロキシ－5'，6'，11，13，22'－ペンタメチル－2－オキソ－3，7，19－トリオキサテトラシクロ［15.6.1.$1^{4,8}$.$O^{20,24}$］ペンタコサ－10，14，16，22－テトラエン－6－スピロ－2'－テトラヒドロピラン－12－イル＝（Z）－2－メトキシイミノ－2－フェニルアセテート（別名レピメクチンA3）及び（10E，14E，16E）－（1R，4S，5'S，6R，6'R，8R，12R，13S，20R，21R，24S）－6'－エチル－21，24－ジヒドロキシ－5'，11，13，22－テトラメチル－2－オキソ－3，7，19－トリオキサテトラシクロ［15.6.1.$1^{4,8}$.$O^{20,24}$］ペンタコサ－10，14，16，22－テトラエン－6－スピロ－2'－テトラヒドロピラン－12－イル＝（Z）－2－メトキシイミノ－2－フェニルアセテート（別名レピメクチンA4）の混合物（別名レピメクチン）	0.053mg／1

○環境省告示第百十三号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年七月六日

環境大臣　細野　豪志

表メチル＝（E）－2－｛α－［2－イソプロポキシ－6－（トリフルオロメチル）ピリミジン－4－イルオキシ］－o－トリル｝－3－メトキシアクリラート（別名フルアクリピリム）の項の次に次のように加える。

（RS）－N－［2－（3，5－ジメチルフェノキシ）－1－メチルエチル］－6－（1－フルオロ－1－メチルエチル）－1，3，5－トリアジン－2，4－ジアミン（別名トリアジフラム）	250μg／1
（5－クロロ－2－メトキシ－4－メチル－3－ピリジル）（4，5，6－トリメトキシ－o－トリル）メタノン（別名ピリオフェノン）	130μg／1
3－アニリノ－5－メチル－5－（4－フェノキシフェニル）－1，3－オキサゾリジン－2，4－ジオン（別名ファモキサドン）	1.2μg／1
4－（2－クロロフェニル）－N－シクロヘキシル－N－エチル－4，5－ジヒドロ－5－オキソ－1H－テトラゾール－1－カルボキサミド（別名フェントラザミド）	6.0μg／1
N－｛2－［3－クロロ－5－（トリフルオロメチル）－2－ピリジル］エチル｝－α，α，α－トリフルオロ－o－トルアミド（別名フルオピラム）	650μg／1
2'－［（RS）－1，3－ジメチルブチル］－5－フルオロ－1，3－ジメチルピラゾール－4－カルボキサニリド（別名ペンフルフェン）	10μg／1

○関東地方整備局告示第二百四十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百三十八号